

市民福祉常任委員会行政視察 実施報告書

令和4年7月20日～22日

7月20日（水）富山県高岡市
在宅医療・介護連携体制推進事業について

7月21日（木）富山県富山市
富山型デイサービスについて

7月22日（金）石川県金沢市
子どもの貧困対策について

三郷市議会 市民福祉常任委員会

富山県高岡市 福祉保健部 高齢介護課

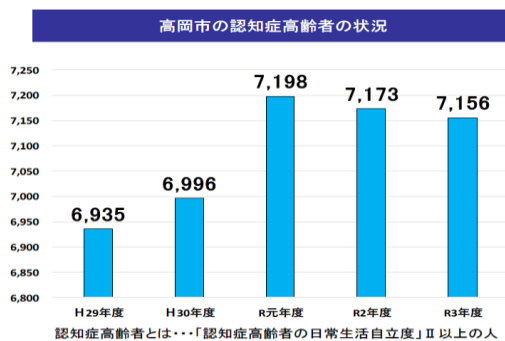
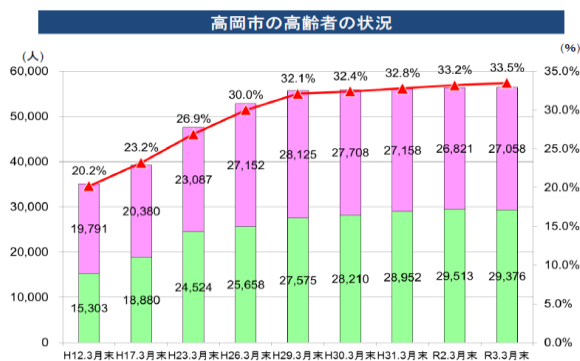
在宅医療・介護連携体制推進事業について

1. 高岡市の高齢者の現状（令和4年4月1日現在）

①人口 166,641人

②高齢者人口 56,214人（高齢化率33.7%）

地域により、高齢化率に差がある（旧市街地は高齢化率が高い）。



前期高齢者は減少傾向にあり、後期高齢者は増えている

③要支援・要介護認定者 11,111人（うち、第1号被保険者10,541人）



【第1号被保険者の介護度別内訳】

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
人数	1,001	1,068	2,580	2,111	1,728	1,581	982

④日常生活圏域11圏域（圏域ごとに地域包括支援センター11カ所。すべて委託で運営）



【担当職員から説明を受ける様子】

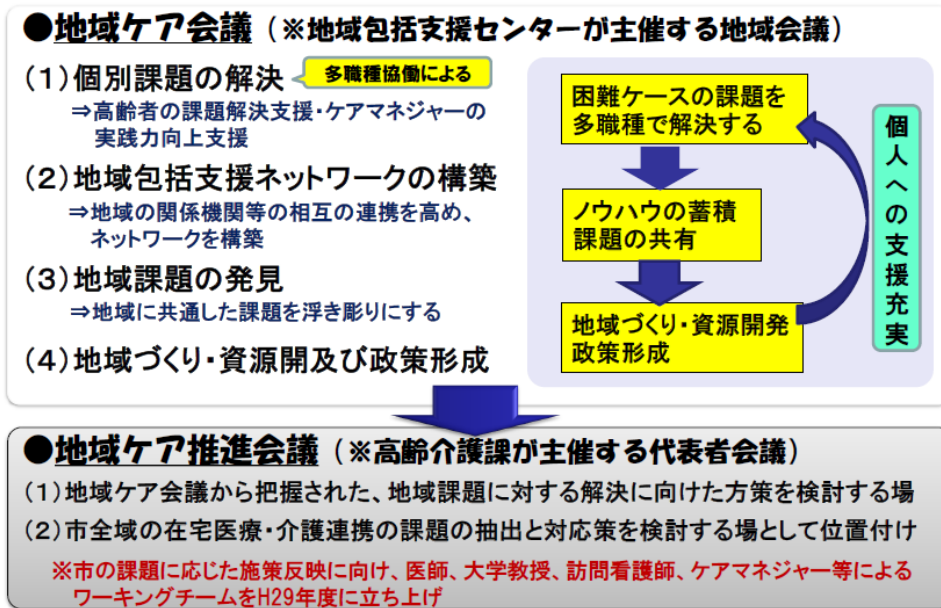


【高岡市議会議場にて】

2. 在宅医療・介護連携の推進に向けた具体的な取組

①切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

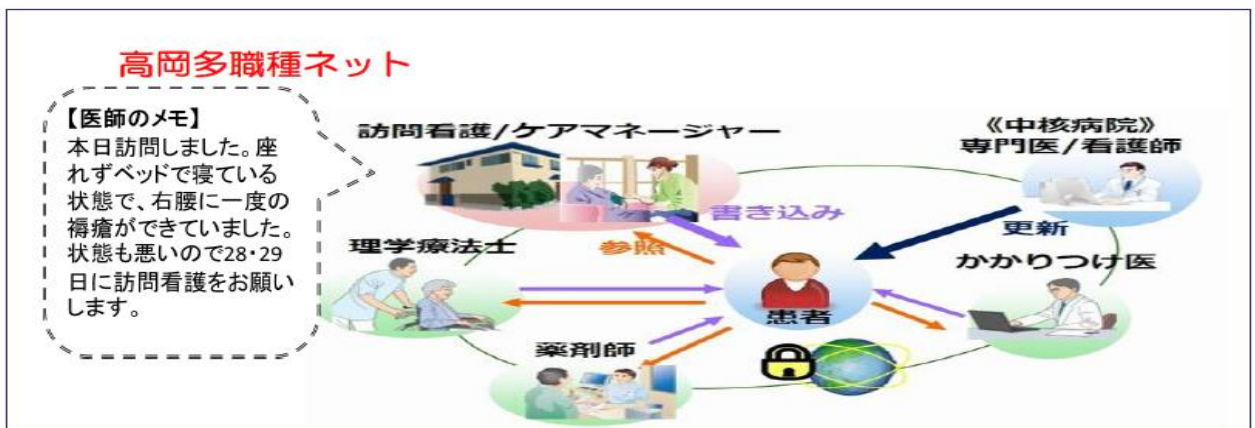
地域ケア会議・地域ケア推進会議の開催



②医療・介護関係者の情報共有の支援

1. ICT連携ツールを活用した多職種間の情報共有

平成26年11月から高岡市医師会で運用。医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー等が、在宅患者の情報をタイムリーに共有し、より良い医療・介護が提供できるよう、高岡市医師会においてシステム運用（登録制）を行っている。



新たなICTシステム「高岡多職種ネット」の導入（令和4年3月～）

【利用状況】（令和4年7月現在）

参加申し込み施設数 134件、利用登録者数（専門職）572名、利用患者数 61名

- 「連絡帳」機能・・・時間や場所を問わず多職種間で情報共有が可能

タイムラインのように投稿が表示される

ファイル添付
褥瘡などの状態を写真で共有ができます。
(Jpeg、PDF、Wordファイル、Excelファイル、PowerPointファイル)

既読数/既読者
対象者が閲覧されたか確認できます。

投稿の検索も可能です。

投稿内容をメールで送ることができるため、バイタルリンクユーザーでないご家族とも情報共有ができます。
ご家族からもメールで返信を受け取ることが可能です。

Copyright © TEJIN PHARMA LIMITED. All Rights Reserved. VitalLink 33

- 「療養のポイント」・・・患者ごとのバイタルの基準とチェックポイントを共有化
- Zoom連携機能・・・退院時カンファレンスやサービス担当者会議の開催等に利用
- その他、患者情報の共有、おくすり情報など

2. 「介護連絡帳」の作成・多職種での活用

医療・介護の多職種間で利用者の生活情報や支援状況を共有するため、個別連絡帳を介護サービス事業者連絡協議会と市とで作成。災害発生時や緊急時にも適切な個別支援に繋がるよう活用していく。



③在宅医療・介護連携に関する相談支援及び地域包括支援センターが開催する研修会、事例検討会への協力

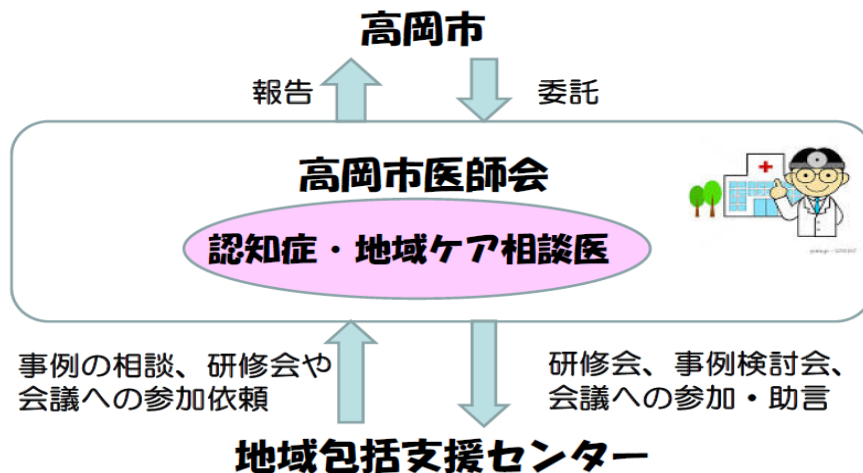
【認知症・地域ケア相談医との連携】

- ・ 認知症高齢者の早期相談・対応に円滑に繋ぐため、医療と介護が連携して支援する
- ・ 高岡市医師会にて「認知症・地域ケア相談医」を設置（平成24年度～）
- ・ 58名の医師が登録（令和4年7月現在）

【認知症・地域ケア相談医の主な役割】

- ・ 各圏域の地域包括支援センターからの相談業務
- ・ 地域包括支援センターが開催する、地域ケア会議への参加、助言
- ・ 認知症事例検討会、研修会等への協力

【認知症・地域ケア相談医の体制】



④医療・介護関係者の研修

【高岡市医師会の取組（令和3年度）】・・・多職種事例検討会、摂食嚥下研修会、
高岡多職種ネット研修会

【高岡市の取組】・・・高岡市在宅医療多職種連携研修会（年1回）

※ケアマネジャー、病院地域連携室、訪問看護、薬剤師等を対象とした、多職種の相互

理解や連携強化のための研修会

⑤地域の医療・介護の資源の把握、地域住民への普及啓発

【高岡市医師会の取組】

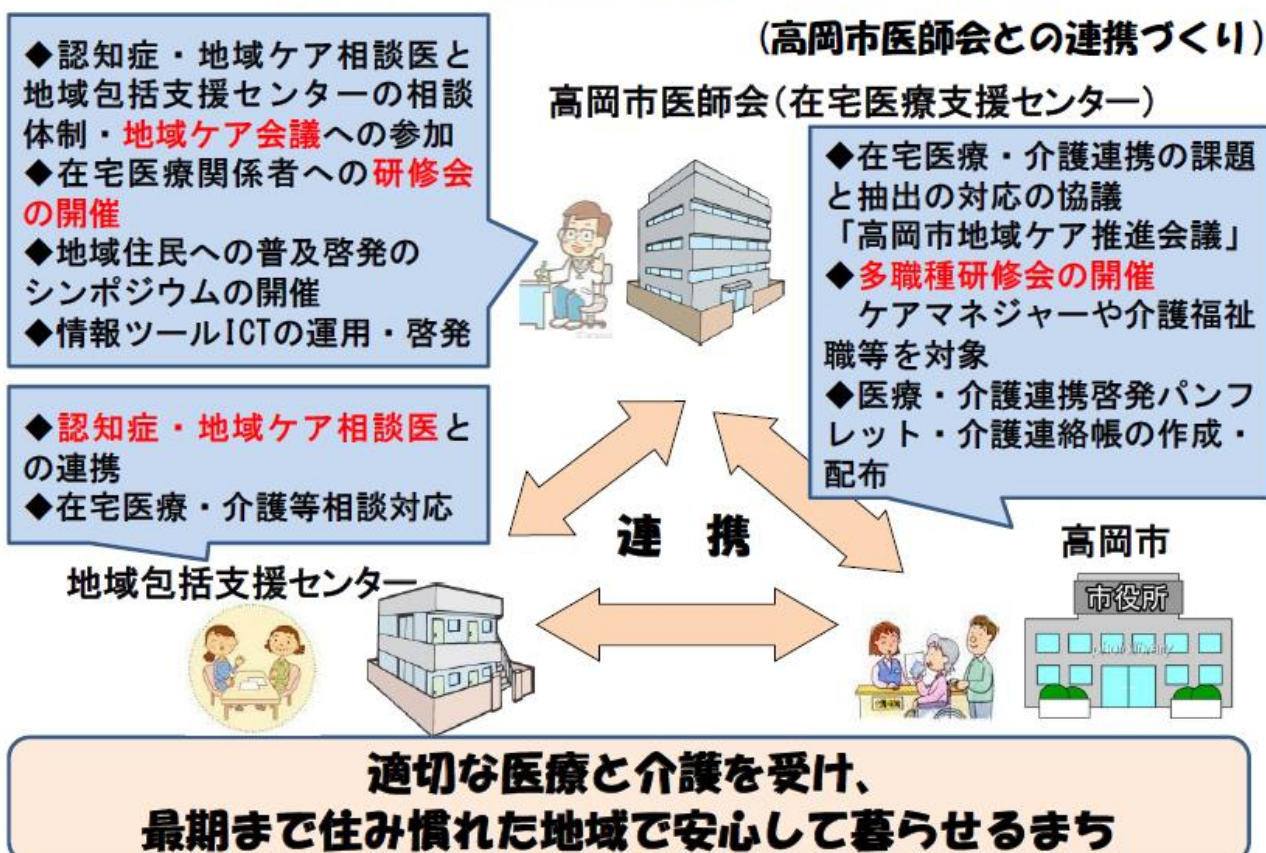
- ・高岡市医師会 在宅医療市民公開シンポジウムの開催
- ・終活支援ノート（人生いきいきノート）の啓発普及



【高岡市の取組】

- ・在宅医療と介護の連携推進に関するパンフレットの作成・配布

高岡市 医療と介護の連携の推進



【主な質疑】

質問：認知症・ケア相談医について、資格等を必要要件としているか。

回答：現在登録していただいているのは主に内科医で、認知症も診られる医師である。認知症認定医の資格等の必要要件は定めていないが、認知症・地域ケア相談医になっている医師には、研修を受けていただいている。

質問：終活支援ノート（人生いきいきノート）は市で作成しているのか。

回答：構成や内容は市で考案しているが、市からは予算を出していない。すべて広告収入で賄っている。

質問：介護連絡帳も、終活支援ノートと同様、広告収入で作成しているのか。

回答：介護連絡帳については、なかなか業者が見つからず、同じようにはできていない。福祉事業所などに案内を出し、協力の申し込みがあった事業所から一口いくらというお金でいただいている。市も半分負担し、この連絡帳を利用する介護事業所も半分負担するというかたちである。

質問：ICTシステムのリース代は医師会が負担しているのか。また、システム自体は市の持ち物なのか。

回答：システムを入れる費用については100%県の補助である。このシステムはネットを通したLINEのようなものなので、有料ユーザーは医師会と大きな病院のみで、高岡市や一般ユーザー（ケアマネジャー、薬剤師等）は無料で利用できる。有料部分については、市の委託料から出している。

システムは、今は医師会で持っていて、運用などを含めて医師会に委託している。

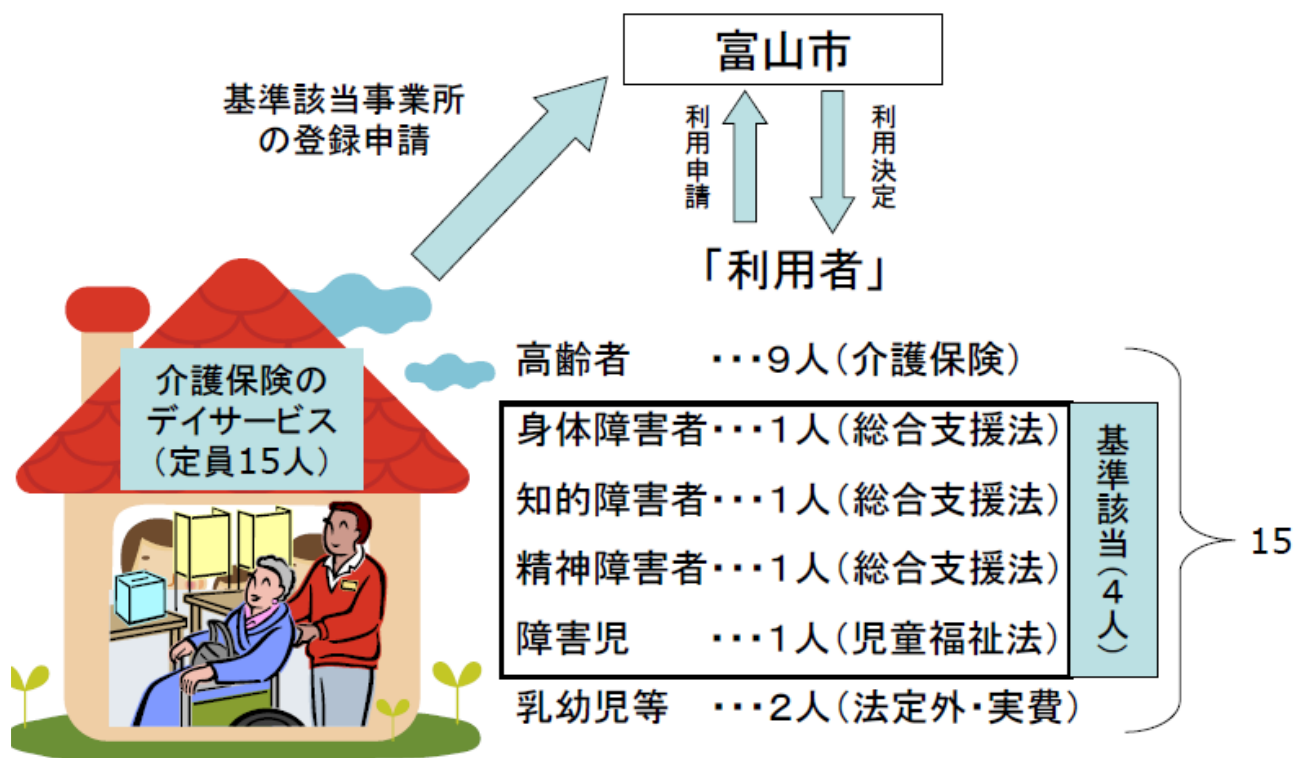
ただ、市で運用してほしいという要望は出ている。

1. 富山型デイサービスができた経緯

富山型デイサービスは、平成5年に富山赤十字病院を退職した3人の看護師が開所したデイケアハウス「このゆびと一まれ」において、赤ちゃんからお年寄りまで、障害のあるなしにかかわらず受け入れたことから始まり、後に「富山型」と言われるようになった。

2. 富山型デイサービスの特徴

- ①小規模：一般住宅をベースとし、利用定員は15人程度。家庭的な雰囲気 が保たれている。
- ②共生：高齢者、障害者（児）、乳幼児など利用者を限定せず、誰でも受け入れ対応する。
- ③地域密着：身近な住宅地の中に立地しており、地域との交流が多い。



3. 行政との連携

平成5年度 「このゆびと一まれ」開所

国の制度では、高齢者＝老人福祉法、身体障害者＝身体障害者福祉法、知的障害者＝知的障害者福祉法、障害児＝児童福祉法の各法により、施設の設備・人員の基準が定められていたことから、開所当初、この福祉サービスには、行政からの支援はなかった。

平成8年度 「富山市在宅障害者（児）デイケア事業」開始 ←（連携スタート）

在宅の障害者（児）を介護している者が、通院等で一時的に介護ができない時に、施設で日中の介護を行う。

平成9年度 「富山県民間デイサービス育成事業」開始（高齢者）

1日当たり5人以上の受入 年間180万円補助

平成10年度 「富山県民間デイサービス育成事業」拡充（高齢者・障害者）

1日当たり5人以上の受入 年間180万円補助

1日当たり10人以上の受入 年間360万円補助

平成12年度 介護保険制度が開始

介護保険制度の通所介護事業所（高齢者のデイサービス事業所）として指定を受ける。平成9年度からの補助金は廃止。

平成15年度 支援費制度が開始

身体障害者については、介護保険制度の通所介護事業所を利用した場合、従来（平成3年度）からの相互利用の制度に基づき、支援費制度の報酬が適用されることとなった。

4. 富山型デイサービス推進特区

〔背景〕

平成15年以前は、介護保険の通所介護(デイサービス)を行う事業所が知的障害者、障害児に対して法で定める「指定サービス」(公費助成の対象)を提供するには、それぞれの法律で定める要件を満たす必要があった。



地域限定で規制を緩和し、経済の活性化を図る国の構造改革特区に、県と3市2町で共同申請していた「富山型デイサービス推進特区」が平成15年11月に認定され、介護保険上の指定通所介護事業所等での知的障害者、障害児のデイサービスの利用が可能となった。

※同時に申請した小規模な介護保険の基準該当短期入所生活介護事業所における障害者・障害児の受け入れは、特区ではなく、規制改革として、全国で実施されることとなった。

特区認定後	指定通所介護事業所	デイサービス事業所 (身体障害者)	デイサービス事業所 (知的障害者)
身体障害者	○	○	○
知的障害者	○	○	○
障害児	○	○	○

規制緩和の概要 (人員・施設)

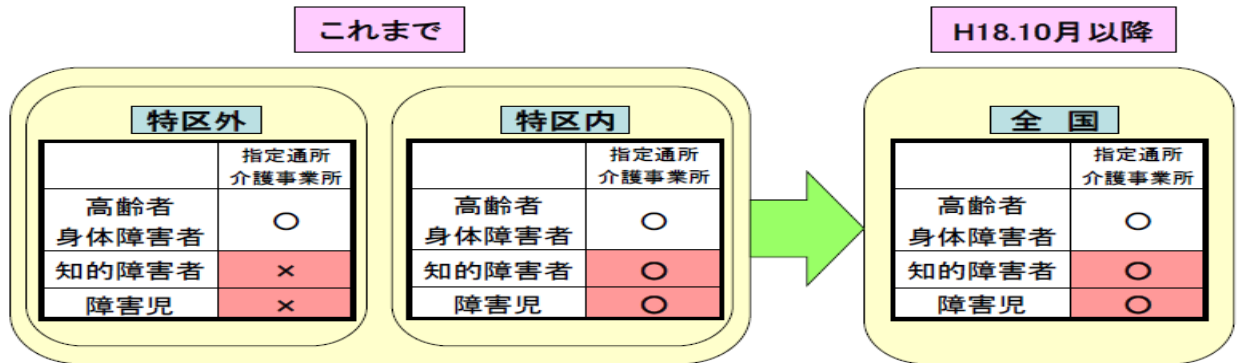
- 専門職員(指導員、保育士)の配置義務を緩和
指定通所介護の配置基準(介護職員、看護師等の配置)を満たしていれば専門職員の配置不要。
- 障害者、障害児専用の訓練室の設置義務を緩和
高齢者との共同利用が可能になった。

規制緩和のメリット

- 初期投資の軽減
高齢者用、障害者用などの複数の施設を設置する必要がない。
- 経営の安定
利用対象者が拡大することで、利用者を確保しやすくなる。
- スタッフの確保が容易
必要な職員の数が少なくて済む。

5. 富山型デイサービスの全国展開

平成18年4月に障害者自立支援法が一部施行され、同年10月の全面施行では、障害者(児)の高齢者デイサービスの利用について、これまでの地域限定の構造改革特区の制度から、**全国展開された。**



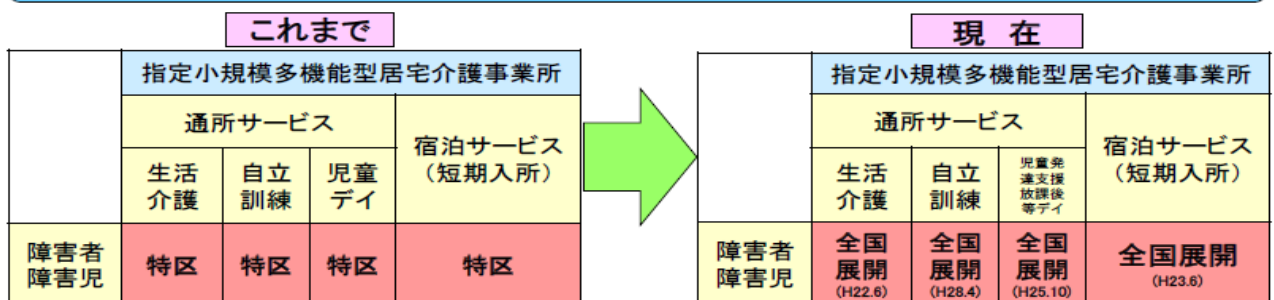
6. 富山型デイサービスの効用

- 【高齢者】自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進
- 【障害者】居場所ができ、自分なりの役割を見出し、自立へとつながっていく効果
- 【児童】お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける教育面の効果
- 【地域】地域住民の様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点としての効果

7. 富山型福祉サービス推進特区

- 平成18年 7月 「富山型福祉サービス推進特区」の認定(県、2市1町)
介護保険指定施設(小規模多機能型居宅介護事業所)でも、障害者(児)の受け入れが可能となる。
- 平成22年 6月 生活介護が特区内の特例から全国での適用へ
- 平成23年 6月 短期入所が特区内の特例から全国での適用へ
- 平成25年10月 児童発達支援、放課後等デイサービスが特区内の特例から全国での適用へ
- 平成28年 4月 自立訓練が特区内の特例から全国での適用へ

「小規模多機能型居宅介護」とは、平成18年4月の介護保険制度改正により創設された、地域密着型サービスの一つ。「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービスを一体的に提供するもの。



8. とやま地域共生型福祉推進特区（H23.12指定）

富山型デイサービスを福祉的就労の場として拡大するための基準の緩和

中心となる富山型デイサービスの運営法人が就労継続支援B型事業所の指定を受け、他の複数の富山型デイサービス事業所を「施設外就労先」としてグループ化。そのうえで、各富山型デイサービス事業所が少人数の障害者を受け入れることにより、全体として一定の利用者（20人程度）を確保し事業運営を行う。

富山型デイA事業所



請負契約

（平成29年3月末現在）
8事業所、20人が利用

現状と期待される効果

- 富山型デイサービスにおいては、障害者が「有償ボランティア」として就労しながら事業所スタッフによる支援を受けている例が多数見受けられる。
- 特別支援学校等卒業後の進路の選択肢を増やし、障害者の多様な働き方（就労意欲）を生み出す効果も期待できる。

富山型デイB事業所



請負契約

H28年度
月額工賃 40,804円
（県内平均 15,127円）



【就労継続支援B型事業所】

「はたらくわ」



指定事業所の運営経費が
自立支援給付の対象に

9. 富山型デイサービスへの支援

富山型デイサービス施設支援事業（H17～）

富山型事業所を新規に立ち上げるための施設整備等について、助成制度を設けています。

施設整備

新築整備（基準額12,000千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3）

※中心市街地に立ち上げる場合は、県1/3、市2/3（事業者負担なし） **富山市独自**

（中心市街地以外）

市	4,000千円	①
県	4,000千円	
事業者	4,000千円	
計	12,000千円	

（中心市街地）

市	8,000千円	①×1.5倍=12,000千円…②
県	4,000千円	②-4,000千円：県=8,000千円：市
計	12,000千円	

住宅活用施設整備

- ①住宅等改修…民家等の改修による新設
（基準額6,000千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3）
- ②機能向上…サービスの多機能化を図るための改修：スプリンクラー設置工事等
（基準額6,000千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3）
- ③機能向上…備品の購入：除雪機、AED等
（基準額 600千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3）

人材育成事業

富山県厚生企画課が中心となって、人材育成を図り、富山型デイサービスを推進しています。

富山型デイサービス起業家育成講座

 (H14～)

新たに富山型デイサービスを起業しようとする方を対象とした実務的な講座。

[開講期間]9月～10月 全4回

[会場定員]25名 [オンライン定員]100名



富山型デイサービス職員研修会

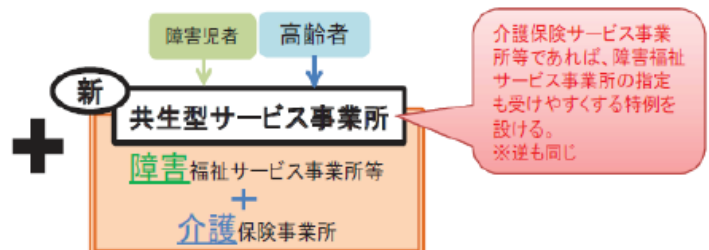
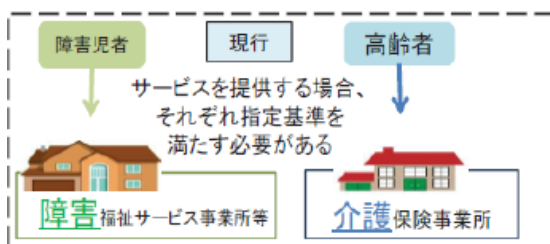
 (H17～)

富山型デイサービスの職員を対象に、高齢者、障害者、児童などの分野を横断する総合的な研修を行い、サービスの質の向上を図っています。

令和4年度は、看護師と介護士での仕事のやり方の違い、意識の違いについて考えていただくための看護職編(看護職経験者)を開催予定とのこと。

10. 共生型サービスの創設

- 平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
 - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
 - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用
 という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。
- 法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。
- 「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。



【主な質疑】

質問：富山型デイサービス事業所に対して、運営面での助成を行っているか。

回答：行政からは、運営面での助成は行っていない。それぞれのサービス提供に係る報酬で運営されている。

質問：事故やトラブルの例はあるか。

回答：職員の目の届きやすい環境ということもあり、大きな事故やトラブルについて、今まで聞いたことはない。

質問：障害者の受入に当たって、1回当たりの受入れ定員や障害種別や障害程度などについて、どう対応しているのか。

回答：障害程度については、市で定める基準はない。富山型デイサービス事業所で、受入れ可能な障害者（児）か判断していると思われる。

質問：事業者間の連携について、どのような体制となっているのか。

回答：富山型デイサービスの事業所で「富山ケアネットワーク」を立ち上げ、起業者間の情報交換やセミナーを実施し、起業を目指す人に対するアドバイスや行政に対する支援要請などの活動を行っている。



【富山市役所にて】



【担当職員から説明を受ける様子】

石川県金沢市 こども未来局 子育て支援課・こども相談センター
 子どもの貧困対策について

1. 金沢市子ども生活応援プラン策定

「金沢市子どもの貧困対策基本計画」、「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」の両計画を統合し、一体的な計画として策定

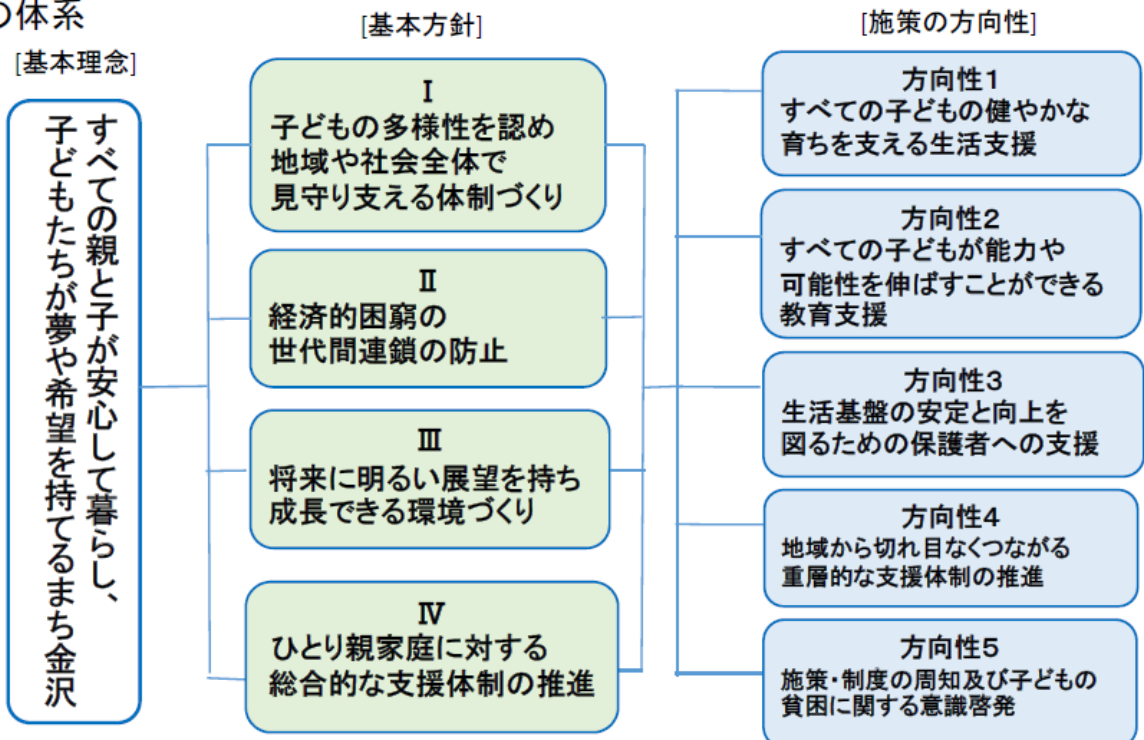
<支援対象>

- ・ 0歳から18歳の年度末までの子どもと、その家庭。
- ・ ひとり親家庭等については、20歳未満の子どもとその家庭及び寡婦

<期間>令和4年度から令和8年度までの5年間



計画の体系



2. すべての子どもの健やかな育ちを支える生活支援（施策の方向性1）

【主な取組・事業】

●子ども食堂新規開設等事業（令和3年度から）

子ども食堂の新規開設及び既の実施している子ども食堂について衛生環境の向上に要する経費を助成。物品、消耗品購入費、手数料。補助金額上限20万円、補助率3/4。

●ヤングケアラー支援体制構築事業

令和2年度 「こども相談センター」に相談窓口を設置

令和3年度 周知用リーフレット「知ってますか？ヤングケアラー」を作成し（5,000部）、子ども見守りネットワーク構成団体、庁内関係部署に配布

令和4年度 ヤングケアラーを知ろう（シンポジウム）参

加、ヤングケアラー支援に関する検討会設置、支援機関向け意識調査実施



●高卒認定試験合格支援事業

3. すべての子どもが能力や可能性を伸ばすことができる教育支援（施策の方向性2）

【主な取組・事業】

●子どもの学習総合支援事業

【派遣型】生活・学習支援ボランティアの 家庭への派遣

大学生等のボランティアがひとり親家庭等を訪問し、お兄さん・お姉さんとして子どもの心の支えとなり、自立心を養うことが目的。

○内容:遊び相手、相談相手、話し相手、学習支援 など

○対象:小学生・中学生・高校生

高校卒業を目指す20歳までの方



【拠点型】学習支援教室

1 松ヶ枝福祉館にて、中学生・高校生対象とした学習支援教室

→主に小学生を対象とした子どもの学習支援の拠点が必要

2 地域で行う学習支援活動に要する経費を助成(令和元年度～)

○補助金額 上限20万円 ※令和3年度は6か所へ助成

・会場借上料、ボランティア謝礼、交通費、教材購入費、文具代、ボランティア保険料

○助成対象:法人又は団体が自ら主催する活動

○対象児童:主に小学生(中・高生も可)。

子どもの居場所の確保と、基礎学力の定着を推進するもの

●金沢市育英会奨学資金

●子ども体験活動支援事業

【子ども体験活動支援事業】

＜クーポン種類＞

①プロスポーツ観戦クーポン
石川ミリオンスタース
ツエーゲン金沢
金沢武士団

②体験型教室クーポン
(対象:通年型の体験教室)
・児童館主催のクラブ教室受講料
・市又は外郭団体が主催する
体験教室参加費

令和3年度実績

交付人数 1,441人(前年度1,458人)
利用件数 103件(前年度107件)

クーポンの使い方

地元プロスポーツの観戦時、以下の
体験施設等を利用する体験型等の活動
に活用することができます。

クーポンの取扱い注意事項

- プロスポーツ観戦、公立図書館の
島の体験施設に対象児童及び
利用者がともに
参加する必要があります。
(体験料は別途必要)
- 児童館のクラブ教室は対象児童
のみ



地元のプロスポーツ観戦及び体験型教室等に使用
できるクーポンを発行・配布し、成長・発達の各段階に
おける多様な体験や活動の機会を提供

＜対象＞児童扶養手当受給世帯、
生活保護世帯の小学生
＜額面＞1冊約5,000円の回数券
対象児童1人に1冊交付



●芸術文化体験事業

4. 生活基盤の安定と向上を図るための保護者への支援（施策の方向性3）

【主な取組・事業】

●児童クラブひとり親多子世帯利用料支援事業

●高等職業訓練促進給付金

●養育費確保サポート事業

・養育費相談にかかる弁護士費用の助成・・・養育費の取り決めについての弁護士相談
費用（1回／1時間分）を助成

・養育費取り決め費用の助成・・・養育費の取り決めの公正証書等の作成にかかる諸費
用を助成

●保育利用支援窓口オンライン化事業

5. 地域から切れ目なくつながる重層的な支援体制の推進（施策の方向性4）

【主な取組・事業】

●拠点型子ども宅食モデル事業

食材等の提供を通じて、子育て家庭（児童扶養手当の受給世帯など）と地域住民や福祉

専門職のつながりづくりを目指し、モデル事業を実施。令和4年8月より、2か月に1回拠点を開設。

●子どもソーシャルワーカーの配置

貧困などの困難な状況にある子ども・家庭に対する様々な相談・支援や、ネットワークづくりを担う。令和元年7月より、児童相談所家庭相談室（子育て支援課内）に2名配置、令和2年に2名増員。現在4名。



●金沢版重層的支援体制整備事業

●金沢こども応援ネットワーク事業

子どもたちの居場所となる活動（子ども食堂、学習支援教室、子どもカフェなど）や、その他子どもの生活を支援する活動を行っている団体等によるネットワークを構築。活動内容は、支援者同士のつながりづくり、活動活性化のための取組、情報発信への協力など。

6. 施策・制度の周知及び子どもの貧困に関する意識啓発（施策の方向性5）

【主な取組・事業】

●金沢子育てお役立ちウェブ

金沢子育てお役立ちBOOK／WEB

金沢市の子育て支援情報を掲載した冊子を配付しています。

「金沢子育てお役立ちWEB」には冊子の内容を掲載しているほか、イベント情報等を随時更新しています。

子育てお役立ちBOOK ※令和4年3月改訂版



妊娠届時に配布

赤ちゃん訪問時に配布

子育てお役立ちWEB



●いしかわ中央子育てアプリ・・・かなざわ子育てすまいるクーポンを電子化し、

アプリに追加

石川中央都市圏を構成する4市2町(金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町)の子育て情報を配信しています。

アプリの機能

- ・子育て関連施設のマップ表示機能
(多機能トイレ、授乳室、公園、保育所・児童館、子ども広場など)
- ・子どもの健康に関する検索機能
(休日当番医など)
- ・カレンダー表示機能
(子育てイベント情報の案内など)



7. その他の取組

●子育て家庭訪問相談事業・・・育児負担・不安の軽減と親子の孤立防止を目的に、子育て経験のある研修を受けたボランティアが、身近に相談相手がいない家庭や外出ができない事情がある家庭を訪問し、悩みごとの傾聴や一緒に外出や家事を行う手伝い等の活動を行う。

●ひとり親家庭等日常生活支援事業・・・ひとり親家庭が日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員による生活援助及び子育て支援を行い、ひとり親家庭の生活安定と自立促進を図る。

●産前・産後ママヘルパー・・・産前や出産後、育児・家事の支援を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、妊産婦の負担を軽減する。

●在宅児童養育支援訪問事業・・・強い育児不安や孤立感を抱える家庭、不適切な養育状態にあり虐待のおそれやリスクを抱える家庭等、特に養育支援を必要とする家庭に対して、児童相談所が必要と判断した場合、ヘルパーを派遣し育児・家事援助を行うとともに児童の見守りを実施することで適切な養育の実施を確保する。

【主な質疑】

質問：高校生のヤングケアラーの発見に関し、学校との連携はどのようになっているのか。

回答：今年度立ち上げたヤングケアラー支援に関する検討会の構成員として、金沢の市立高校の先生に参加いただいております、金沢市の高校生についての情報を共有している。

また、石川県で、県内の小学6年生、中学2年生、高校2年生の実態調査をしてい

るが、その県の担当者にもオブザーバーとして検討会に参加してもらっているので、実態調査の結果や高校生等の意見を吸い上げながら、検討会の中ではかかっていきたいと考えている。

質問：子ども食堂新規開設等事業について、補助対象に条件等はあるか。

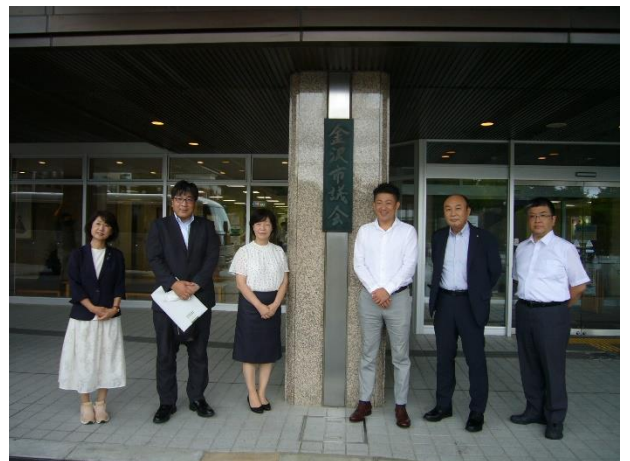
回答：金沢市内に主たる事業所の所在地があり、代表者が選任されており、地域活動を行うことを主たる目的とする団体で、①当該地域の住民により組織されるもの、②ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体、③その他市長が適当と認める団体のいずれかに該当すれば、法人格の有無は問わない。例えば町会、NPO法人、社会福祉法人など。ただし個人は該当しない。

質問：いしかわ中央子育てアプリは4市2町で配信しているということだが、どのような運営体制なのか。

回答：4市2町で業者に業務委託している。アプリの運営やメンテナンスも委託業者が行っている。



【担当職員から説明を受ける様子】



【金沢市役所にて】